

名張市と大塚製薬株式会社との健康増進に関する

包 括 連 携 協 定 書

令和6年8月26日

名張市

大塚製薬株式会社

# 名張市と大塚製薬株式会社との健康増進に関する包括連携協定書

名張市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（東海支店取扱い：以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、甲及び乙が、相互に密接に連携を図り、双方が有する情報やネットワークなどの知的・人的資源を協働で活用しながら、健康づくりの推進において、次条第1項の協定内容に取り組むことにより、市民の健康増進を図ることを目的とする。

## （協定内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「協定内容」という。）に、連携及び協力して取り組むものとする。

- (1) 健康の維持・増進に関すること。
- (2) 熱中症対策に関すること。
- (3) 女性の健康に関すること。
- (4) 災害対策における協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認めること。

2 協定内容を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。この場合において、具体的な内容については、甲と乙が合意の上決定する。

## （個別の合意）

第3条 本協定に関して、甲及び乙の間で本協定とは別に、その他意思決定すべき事項が生じた場合は、甲乙合意の上、個別の条件について契約書、仕様書、その他書面により詳細を定めるものとする。

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和6年8月26日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれから本協定を変更する旨又は更新しない旨の申出がない場合には、当該有効期間満了日の翌日から1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

## （機密保持義務）

第5条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定の有効期間の開始日の前後を問わず、本協定に関して、相手方より秘密である旨の表示がなされた上で開示された情報（以下「機密情報」という。）を、複製、複製、破壊、改竄、第三者への開示若しくは漏洩又は本契約遂行において認められた目的以外の目的での利用を行わないものとする。ただし、次に掲げる情報は、機密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で公知である情報
- (2) 相手方から開示された後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

2 甲及び乙は、機密情報への不当なアクセス又は機密情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、客観的に合理的に可能な範囲で最善の安全対策を講じるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本協定により生じた権利義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできないものとする。

(損害賠償義務)

第7条 甲及び乙は、本協定を履行するに当たり、相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、令和6年8月26日現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずると認められる行為

(契約継続の非保証等)

第9条 甲及び乙は、お互いがあらゆる面において独立した当事者であること、本協定の締結によって、何らの権利も相手方に許諾するものでないこと並びに本協定が将来における継続的な契約の締結又は契約の継続を約束するものでないことを相互に確認するものとする。

(準拠法・管轄裁判所)

第 10 条 本協定書に定める事項は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。  
2 本協定に関する紛争の第 1 審の専属的合意管轄裁判所は、被告の本店所在地を管轄する  
地方裁判所（乙が被告となる場合は津地方裁判所）とするものとする。

(協議解決)

第 11 条 本協定書に定めのない事項が生じた場合又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、  
甲及び乙は、互いに誠意を持って協議し、その解決を図るものとする。

甲及び乙は、本協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1  
通ずつを保管するものとする。

令和 6 年 8 月 2 6 日

甲 三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地  
名張市

名張市長

北川 裕之

乙 愛知県名古屋市中区丸の内 3-23-20  
大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部

東海支店 支店長

平内 秀司